

第 7 号 ジャムの認証基準

平成 5 年 6 月 1 7 日制定
平成 1 6 年 3 月 2 6 日改正

ジャムの認証基準

1 認証項目

- ・ ジャム

2 定義

- ・ ジャムとは、ジャム類の日本農林規格（昭和 6 3 年 4 月 2 0 日農林水産省告示第 5 2 4 号）に規定、適合したものであって、次の条件に合致するものをいう。
 - ア 良質な原料を使用し、かつ、原料そのものから加工していること。（液状化されていないもの）
 - イ 食品添加物は使用しないこと。ただし、ペクチン含有量が少ない果実等に限りゲル化剤（ペクチン）を使用することができる。

3 使用原材料

- ・ 山梨県内で生産された果実、野菜又は花卉を原料とすること。

4 製造方法等

- ・ 山梨県内の加工所で製造されたジャム類であること。
- ・ 清潔で衛生的な製造・施設管理がなされていること。

5 品質基準

- ・ ジャム類の日本農林規格（昭和 6 3 年 4 月 2 0 日農林水産省告示第 5 2 4 号）第 3 条のジャム類の特級の規格に適合していること。

6 表示方法

- ・ ジャム類品質表示基準（昭和 6 3 年 4 月 2 0 日農林水産省告示第 5 2 5 号）及び食品衛生法に基づく表示事項を遵守すること。
- ・ 認証マーク若しくは認証マークの近接した箇所に「ジャム」と表示することができる。
- ・ 「山梨県産 %使用」（ には果実等の品種名、 には使用割合を表示する。）等と表示することができる。

7 技術指導

- ・ 生産者は、農林水産省横浜農林水産消費技術センター及び県関係機関等が実施する製造技術、品質管理、衛生、表示等に関する指導を受けること。